

**「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」
令和8年度「佐渡・新潟エリア」アドバイザー業務委託仕様書**

1 事業の目的及び趣旨

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において、令和6年度に新潟県全域及び福島県の会津若松地域で構成される「佐渡・新潟エリア」がモデル地域に選定された。

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」では、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することを目的としており、「佐渡・新潟エリア」においては、米・英・仏・豪の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加につながる地域活性化の好循環が図られ、地域住民の愛着と誇りが醸成され、持続可能な地域の実現を目指している。

令和8年度の本業務は、「地方における高付加価値な観光地づくり」佐渡・新潟エリアマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）で定めたK P I達成を目指し、ターゲット国の旅行会社に本県の認知を図ることや、訪日旅行を取り扱う国内DMC等が、県内観光関係者との関係性を構築し、円滑に手配を行うことができる体制を整備することが不可欠である。

こうした取組を効果的に推進するとともに、次年度以降の計画の見直しや、プロモーションの実施・改善に向けた課題の整理にもつなげていくため、インバウンド対応や観光地経営に精通した事業者をアドバイザーとして起用し、助言・伴走支援を受けることを目的とする。

※観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について

- 観光庁では、消費額増加及び地方への誘客をより重視し、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するため、モデル観光地を選定し、佐渡・新潟エリアは、令和6年9月に選定された。
- 観光庁は、高付加価値旅行者の地方への誘客に必要なウリ、ヤド、ヒト、コネ及びアシの5つの観点から、モデル観光地に集中的な支援等を実施する。

※佐渡・新潟エリアマスタープラン

- 新潟県全域及び福島県の会津若松地域を対象エリアとして、高付加価値旅行者を戦略的に呼び込み、観光地域づくりを進める羅針盤として策定した。
- エリアのコアバリューを「大地と雪の恩恵～地域特有の地形と気候により形成された自然とその中で育まれた人々の営み」と整理し、それに紐づくコンテンツから、日本の本物のローカル体験を好む米・英・仏・豪のモダンラグジュアリー層をターゲットと設定した。
- マスタープランは下記に掲載のとおり。

<https://niigata-kankou.or.jp/news/662>

2 委託業務の名称

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」令和8年度「佐渡・新潟エリア」アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

3 委託業務

「1 事業の目的及び趣旨」を踏まえ、以下の業務を行うこと。

(1) 「佐渡・新潟エリア」の事業推進について専門的な知見からのアドバイス

①月1回程度の打合せ

②エリア内コンテンツ視察及びアドバイス（計5回以上）

(2) 上記（1）は以下の内容に関して行うものとする。

①「佐渡・新潟エリア」における、米・英・仏・豪の高付加価値旅行者の誘客について、現状を踏まえた上での今後の施策の方向性及びマスタープラン改定に向けたアドバイス

②「佐渡・新潟エリア」のコアバリューを軸としたブランディングに関するアドバイス

③高付加価値旅行者の受け入れ体制強化を目的とした地域の基盤整備に関するアドバイス

※上記①～③について、次の項目を考慮した上でアドバイスを求めるもの

・高付加価値旅行者をエリア内全体に波及させるための手法・取組

・成果目標達成に向けた重層的な取組の最適解

・ウリ、ヤド、ヒト、アシ、コネについて、次年度以降必要な取組

④次年度及び令和10年度以降の高付加価値旅行者の誘客へ向けたエリアの推進体制構築へ向けたアドバイス

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月19日まで

5 委託費の上限額

5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

6 管理体制

受託者は本業務がトラブルなく円滑に実施できるよう十分な体制を講じること。また、業務については双方適宜協議の上進めること。

7 財産・著作権

本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、観光庁に帰属するものとする。なお、成果物等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等）が含まれていた場合には、当該権利は受託者に留保されるが、委託者は本業務の目的の範囲内で、無償で利用できるものとする。

8 報告書

(1) 本業務完了後、速やかに成果品を電子媒体（PDF等）で、1部提出すること。

- ① 「3 委託業務」の全営業活動に関する報告書
- ② 経費精算書（証憑類含む）
- ③ その他委託者が必要としたデータ、書類

(2) 報告書作成に当たっては、以下の内容に留意し、委細記載すること。

- ① 打合せ、視察の記録（議事録や視察時の写真、参加者名簿等）
- ② アドバイスの具体的な内容、改善点など

9 検収

本業務受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。当協会は納入日から5営業日以内に納品物の検収を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

10 個人情報の保護

本業務受託者は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）を守らなければならない。

11 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先、再委託内容その他委託者が必要と認める事項を事前に書面により提出し、委託者の承認を得ること。

12 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、委託者と綿密に連絡を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託期間中は業務の実施状況を定期的に報告すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により実施主体に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (4) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者の責任と負担において解決すること。ただし、当該損害が実施主体の指示等、受託者の責めに帰することができない事由により生じたものであるときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関して知り得た一切の情報（個人情報を含むがこれらに限られない）の漏洩、滅失、毀損の防止その他情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部は、委託者と協議し、その指示に従うこと。